

○文部科学省令第三十一号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四百四十二条の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十一月二十九日

文部科学大臣 下村 博文

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第六十一条中「特別の必要がある」を「当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める」に改める。

第六十三条中「この旨を」の下に「当該学校を設置する地方公共団体の」を加える。

第七十九条中「第三号」を削る。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。